

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱

制定 平成25年4月1日市長決裁

改正 平成26年4月1日市長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域住民が主体的に地域課題の解決や地域コミュニティの活性化に取り組み、安全で安心して暮らすことのできる自主自立のまちづくりを推進するため、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金（以下「補助金」という。）に関し、熊本市補助金等交付規則（昭和43年規則第44号）に定めるもののほか必要な事項を定めるものとする。

(補助対象団体)

第2条 補助金の交付対象団体は、熊本市校区自治協議会に関する要綱（平成17年4月1日制定）第5条の規定により登録した校区自治協議会及びその構成団体並びに町内自治振興補助金交付規則（昭和47年 規則第35号）第2条に規定する町内自治会等（以下「補助対象団体」という。）とする。

(補助対象事業)

第3条 補助対象事業は、引き続き活動の継続が見込まれる事業であつて、次に掲げるものとする。ただし、当該事業が他の補助金等（校区自治協議会運営補助金の課題対応費上限10万円を除く。）の交付対象となっていない場合は、補助対象事業とならないものとする。

- (1) 地域の連帯感に基づく自治意識醸成につながる事業
- (2) 住民の身近な課題を解決する事業
- (3) 地域の特性を活かした創意と工夫による事業
- (4) 地域における従来の取組を発展させる事業
- (5) 地域コミュニティの活性化につながる事業
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公益的な事業で市長が認めるもの

(補助金の額等)

第4条 補助の対象となる期間は、第6条の規定による決定の日から当該決定をした年度の末日までとする。

- 2 補助金の額は、前項の期間における補助対象事業費の2分の1以内で、2万5千円以上30万円以内（その額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額とする。）とし、予算の範囲内でこれを決定する。

(企画提案書の提出)

第5条 事業の申請を行おうとする補助対象団体の代表者は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業企画提案書（様式第1号）を別途定める期日までに市長に提出するものとする。

(審査決定)

第6条 市長は、企画提案のあった事業について審査し、補助対象事業を決定するため、別に定める審査会に諮るものとする。

- 2 市長は、審査会の結果に基づき、事業の採択又は不採択について決定し、速やかに補助対象団体の代表者に対し通知するものとする。

(補助金交付申請)

第7条 前条第2項の規定により事業採択を受けた補助対象団体の代表者（以下「申請者」という。）は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書（様式第2号）に次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動計画書
- (2) 収支予算書
- (3) 規約
- (4) 見積書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認めるもの

(補助金交付の決定)

第8条 市長は、補助金の交付の申請があったときは、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書(様式第3号)により申請者に通知しなければならない。この場合において、市長は必要な条件を付することができるものとする。

(事業変更の申請等)

第9条 申請者は、次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書(様式第4号)を市長に提出し、その承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更については、この限りでない。

- (1) 補助事業に要する予算を変更しようとするとき。
- (2) 補助事業の内容を変更しようとするとき。
- (3) 補助事業を中止し、又は廃止しようとするとき。

2 申請者は、補助事業が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業の遂行が困難となったときは遅滞なく市長に報告してその指示を受けなければならない。

3 市長は、第1項の申請書の提出があった場合又は前項の報告があった場合には、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付取消・変更通知書(様式第5号)により交付の決定を取り消し、又は変更することができる。

(実績報告)

第10条 申請者は、補助対象事業 終了後、速やかに熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書(様式第6号)に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 活動報告書
- (2) 収支決算書
- (3) 前2号に掲げるもののほか、必要と認めるもの

(補助金の額の確定)

第11条 市長は、前条に規定する実績報告を受けた場合においては、その内容を審査のうえ、補助金の額を確定するものとする。この場合において、交付決定の内容及びこれに付した条件に適合しないと認めたときは、交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 補助金の交付の確定については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書(様式第7号)により、通知するものとする。

3 第1項の規定により、交付決定の全部又は一部を取り消した場合は、前項に規定する通知書に理由を付して通知し、既に交付されたものについては、返還を命じるものとする。

(補助金の交付)

第12条 補助金は、前条により確定した額を補助事業の終了後に交付するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、補助事業の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。

3 前項の交付を受けようとする申請者は、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書(様式第8号)を市長に提出しなければならない。

4 市長は、第2項の概算額の交付決定をしたときは、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書(様式第9号)により申請者に通知するものとする。

(事業報告等)

第13条 市長は、申請者に対し、事業の進捗状況等に関するヒアリングや事業報告会の開催を求めることができる。

(調査及び是正措置)

第14条 市長は、必要と認めるときは、申請者に対し、事業に関する資料の提出を求めるなど、必要な調査を行うことができる。

2 市長は、前項の調査により不適正な事項があったときは、申請者に対し、必要な是正措置を求めることができる。

附 則

この要綱は、平成25年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

様式略

様式第1号（第5条関係）	企画提案書
様式第2号（第7条関係）	交付申請書
様式第3号（第8条関係）	交付決定通知書
様式第4号（第9条関係）	変更申請書
様式第5号（第9条関係）	取消・変更通知書
様式第6号（第10条関係）	実績報告書
様式第7号（第11条関係）	交付確定通知書
様式第8号（第12条関係）	概算交付申請書
様式第9号（第12条関係）	概算交付通知書

熊本市長 （宛）

申請者 住 所 _____
名 称 _____
代 表 者 _____ 印
電話番号 _____

熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業企画提案書

事 業 名	
事業の内容	
事業実施の 必要性	
事業実施に より見込ま れる効果	
予定事業費 及び申請額	予定事業費 円 補助金申請額 円 ※予定事業費の1/2以内（千円未満切捨て）
予定事業費 の 内 訳	
当該事業の 活 動 歴	

※この企画提案書の他、予定事業費の内訳がわかる関係書類（見積書等）を添付すること。

※校区自治協議会の構成団体(町内自治会を除く)が申請の場合、下欄に校区自治協議会長の確認を必要とします。

校区自治 協議会長 の確認	上記の構成団体が行う事業について確認いたしました。 年 月 日 校区自治協議会長 _____ 印
---------------------	--

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付申請書

年 月 日

熊本市長（宛）

申請者 { 住 所
 団体名
 代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第7条の規定により下記のとおり申請します。

記

1 補助事業の名称

2 補助事業の目的及び内容

（目的）

（内容）

3 補助対象経費

円

4 交付を受けようとする補助の額及びその算出根拠

円

5 添付資料

- （1）活動計画書
- （2）収支予算書
- （3）その他

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

補助金等の交付決定について

年 月 日付で交付申請のあった 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第8条の規定により下記のとおり交付決定したので通知します。

記

- 1 補助事業等の名称
- 2 補助事業等の目的及び対象となる経費
(目的)
(内容)
- 3 補助対象経費及び補助金額は、次のとおりとする。

補助対象経費	円
補助金額	円
- 4 補助金は、事業終了後、確定された金額を請求により交付する。請求の際には、本書の写しを添付すること。
ただし、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第12条第2項の規定により、補助事業等の性質上その事業の終了前又は年度途中で交付することが適切と認めるときは、一括又は分割して事前に概算額を交付することができる。
- 5 交付の条件は、次のとおりとする。
 - (1) 補助事業等に要する予算を変更し、又は補助事業等の内容を変更しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (2) 補助事業等を中止し、又は廃止しようとするときは、市長の承認を受けなければならない。
 - (3) 補助事業等が予定の期間内に完了しないとき又は補助事業等の遂行が困難となったときは、遅滞なく市長に報告して、その指示を受けなければならない。
 - (4) 補助事業終了後30日以内に事業実績報告書及び決算書を市長に提出しなければならない。
 - (5) その他
- 6 補助条件に違反したとき、又は不正行為がなされたとき、その他市長が補助を不適当と認めたときは、補助を取り消し、若しくは補助決定額を減じ、既に交付されたものについては返還を命ずることがある。
- 7 監査委員が必要と認めたときは、地方自治法第199条第7項の規定により監査をすることがある。
- 8 市長が必要と認めたときは、地方自治法第221条第2項の規定により、その状況を調査し、又は報告を徴することがある。

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業変更申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

申請者 団体名

代表者 印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助事業の変更申請について

年 月 日付け熊本市指令第 号で補助金等交付決定通知のあった 年度事業については、下記のとおり変更したので御承認願います。

記

- 1 変更の内容
- 2 変更の理由
- 3 添付書類
熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付決定通知書
- 4 その他

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書

年 月 日

熊本市長 （宛）

住 所

団体名

代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金実績報告書について

年 月 日付、熊本市指令第 号により補助金の交付決定を受けました熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業について、下記のとおり報告します。

記

1 事業名

2 事業実施期間

年 月 日から 年 月 日

3 活動実施状況（添付資料）

- （1）活動報告書
- （2）収支決算書
- （3）領収書の写し

様式第7号（第11条関係）

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金交付確定通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業に対する補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第11条の規定により確定したので、下記のとおり通知します。

記

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金 円

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付申請書

年 月 日

熊本市長 （宛）

申請者

住所

団体名

代表者

印

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の概算交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で交付決定のあった 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金については、下記のとおり概算交付をお願いします。

記

- 1 補助金等概算交付申請額 円
- 2 補助金等の概算交付申請理由

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金概算交付通知書

熊本市指令第 号
年 月 日

住 所
団体名
代表者

熊本市長

熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金の概算交付について

年 月 日付、熊本市指令第 号で通知した 年度熊本市東区地域コミュニティづくり支援事業にかかる熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金については、熊本市東区地域コミュニティづくり支援補助金に関する要綱第12条の規定により下記のとおり概算交付します。

記

補助金等概算交付額 円

（交付の条件）

補助事業等終了後、次に掲げる実績報告書を市長に提出しなければならない。

- （1）活動報告書
- （2）収支決算書
- （3）その他